

「法人税 圧縮記帳」

CONTENTS

テーマ1	圧縮記帳制度の概要	2
	■圧縮記帳制度の概要を把握する	
テーマ2	法人税法の圧縮記帳①	6
	■国庫補助金等の圧縮記帳を学習する	
テーマ3	法人税法の圧縮記帳②	16
	■保険差益の圧縮記帳を学習する	
テーマ4	法人税法の圧縮記帳③	28
	■交換の圧縮記帳を学習する	
テーマ5	租税特別措置法の圧縮記帳①	42
	■特定資産の買換えの圧縮記帳を学習する	
テーマ6	租税特別措置法の圧縮記帳②	52
	■収用等の圧縮記帳を学習する	
テーマ7	収用等の所得の特別控除	60
	■収用等の所得の特別控除を学習する	
テーマ8	租税特別措置法の圧縮記帳③	68
	■特定資産の交換の圧縮記帳を学習する	

テーマ9 特別勘定

74

■特別勘定について学習する

テーマ10 先行取得の圧縮記帳

98

■資産を先行取得した場合の圧縮記帳について学習する

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、平成31年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しておりますが、令和3年4月1日現在改正の影響はございません。
なお、別配布の「圧縮記帳 アップデートにつきまして」を合わせてご確認ください。

■「元号」の表記について

本テキスト内で、元号は「平成」を使用しておりますが、2019年5月1日以降の日付につきましては「令和」と読み替えてご使用いただけますよう、お願いいたします。

「法人税 圧縮記帳」

第1回

テーマ1	圧縮記帳制度の概要	2
テーマ2	法人税法の圧縮記帳①	6
テーマ3	法人税法の圧縮記帳②	16

1

圧縮記帳制度の概要

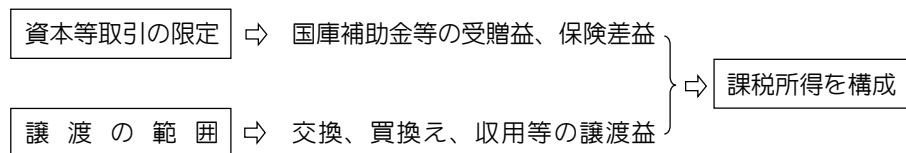
圧縮記帳制度の概要を把握する

Theme

1 圧縮記帳の概要

法人税法では「株主等からの拠出資本」のみを「資本」として捉えており、法人税法第22条第2項において「資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額は益金の額に算入される」と規定していますので、国庫補助金や火災により保険金を取得した場合の保険差益も課税の対象となり、課税所得を構成します。

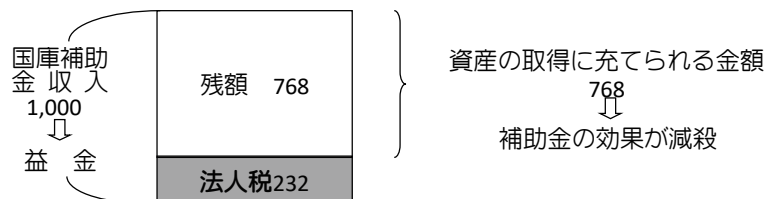
また、固定資産を譲渡したことによる譲渡益も課税所得を構成することになります。



しかし、これらについてそのまま一時に課税してしまうと、租税政策や産業政策等から必ずしも適当ではなく、いろいろ不都合が生じてしまうことがあります。

たとえば、機械を買う目的で国から補助金を取得しても、これに税金を課してしまったら結果的に補助金が減ってしまい、目的としていた機械を買うことができなくなってしまうことも考えられます。

そこで、国庫補助金等を益金算入し課税するという原則を守りながら、実情に即した課税を行うために「圧縮記帳」という課税技術上の制度を規定しています。



2 圧縮記帳の方法

圧縮記帳とは、例えば、国から国庫補助金をもって収益計上した場合に、その補助金で取得した建物について、収益計上した国庫補助金の金額だけその帳簿価額を減らして損金の額に算入することを認めるという制度です。

【具体例①】

国庫補助金1,000の交付を受け、その補助金と自己資金を合わせて1,500の建物を取得した。

(借)	現	金	1,000	(貸)	国庫補助金収入	1,000
(借)	建	物	1,000	(貸)	現	金 1,500

上記の仕訳において「国庫補助金収入」が益金の額に算入され、このままでは法人税が課税されてしまいます。

そこで、圧縮記帳により次の仕訳をすることが認められています。

(借)	圧	縮	損 1,000	(貸)	建	物 1,000
-----	---	---	---------	-----	---	---------

この仕訳により、「圧縮損」が損金の額に算入されます。

したがって、「国庫補助金収入1,000」と「圧縮損 1,000」とが相殺されて、結果として所得が生じないことになります。

3 圧縮記帳の効果

圧縮記帳制度は、翌年度以降に法人税を取り戻すことを前提とした課税の繰延べ措置であり、非課税ではありません。

【具体例②】

上記の【具体例①】における建物1,500について、耐用年数5年、定額法償却率0.200、残存価額0とした場合の損金算入額は、次のようになります。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(減価償却のみ)	300	300	300	300	299
(圧縮記帳適用)	1,000				
				100	99

↑
圧縮損

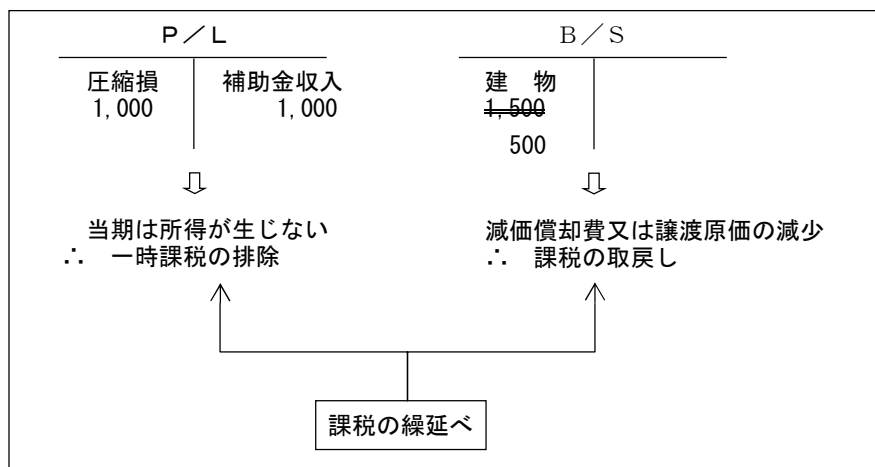
↑100 ↑100 ↑100 ↑100 ↑99

本来であれば、実際の取得価額 1,500を基礎にして減価償却を行いますが、圧縮記帳をした固定資産は、圧縮記帳後の取得価額（＝実際の取得価額－圧縮損、上記の例では $1,500 - 1,000 = 500$ ）を基礎にして減価償却を行います。

圧縮記帳しなかった場合に比べて、圧縮記帳した場合は1年当たりの減価償却費が200ずつ小さくなり損金の額が少なくなりますので、結果的に翌期以降の所得金額が大きくなります。

つまり、圧縮損1,000は、本来翌期以降に減価償却を通じて損金に算入されるべき金額を、取得初年度に前倒しで損金の額に算入していることになります。

【図 解】 課税の繰延べ



4 圧縮記帳の種類

圧縮記帳制度には、法人税法において規定されているものと租税特別措置法において規定されているものがあります。

(1) 法人税法上の圧縮記帳

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国庫補助金等の圧縮記帳（法42）② 保険差益の圧縮記帳（法47）③ 交換の圧縮記帳（法50）④ その他一定のもの |
|---|

(2) 租税特別措置法上の圧縮記帳

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 取用等の圧縮記帳（措法64）② 特定資産の買換えの圧縮記帳（措法65の7）③ 特定資産の交換の圧縮記帳（措法65の9）④ その他一定のもの |
|--|

2

法人税法の圧縮記帳①

国庫補助金等の圧縮記帳を学習する

Theme

「圧縮記帳制度の概要」において学習したように、法人税では、資本等取引以外の取引に係る収益の額は益金の額に算入されるため、資産の購入に充てられるような国庫補助金でも益金の額に算入されることになります。

しかし、次のような理由から国庫補助金に対する一時の課税を避けるため、課税の繰延措置としての圧縮記帳が認められています。

- (1) 目的資産の取得改良を阻害することを防止するため
 - (2) 補助金の交付効果が減殺されることを防止するため

【国庫補助金1,000の場合】

(借) 現 金 1,000 (貸) 補助金収入 1,000



益金算入 国庫補助金収入は課税所得を構成

(借) 資 産 1,500 (貸) 現 金 1,500

(借) 圧 縮 損 1,000 (貸) 資 産 1,000



課税の繰延

1 制度の内容

(1) 適用要件

清算中の法人には適用されません。

- ① 国庫補助金等（注）の交付を受けること。
- ② 交付事業年度に交付目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたこと。
- ③ 交付事業年度末までにその国庫補助金等の返還不要が確定したこと。

（注）国庫補助金等の範囲

- イ 固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金等。
 □ 補助金は金銭だけでなく土地、その他の固定資産の交付を含む。

(2) 経理要件

国庫補助金等の圧縮記帳は、次のいずれかの経理方法によらなければなりません。

- ① 帳簿価額を損金経理により減額する方法
- ② 確定した決算において積立金として積み立てる方法
- ③ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

（注）1 経理方法による取扱いの差異

- イ 帳簿価額を損金経理により減額する方法（直接減額方式）⇒上記①の方法
 （借）〇〇圧縮損 （貸）資 産
 費用計上されている（損益計算書に記載）

【具体例】損金経理の場合

<損益計算書>

補 助 金 収 入	1,000
圧 縮 損	1,000
当期純利益	0

<別 表4>

区 分		総 額
当 期 純 利 益		0
加 算		
減 算	圧縮積立金積立	
所 得 金 額		0

- 積立金として積み立てる方法（積立金方式）⇒上記②、③の方法
 （借）繰越利益剰余金 （貸）〇〇圧縮積立金
 費用計上されていない（株主資本等変動計算書に記載）

⇒ 〇〇圧縮積立金積立（減算）

積立金方式による積立額は、損金経理の場合と同様の効果を所得計算に与えるため、一旦、その積立額を別表4で減算する。

【具体例】積立金方式の場合

<損益計算書>

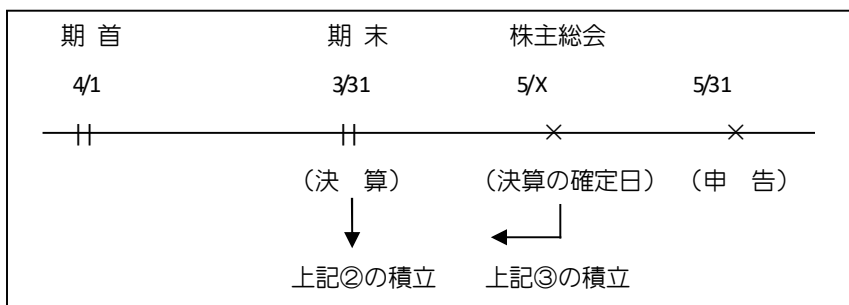
補助金収入	1,000
圧縮損	—
当期純利益	1,000

<別 表4>

区 分		総 額
当期純利益		1,000
加算		
減算	圧縮積立金積立	1,000
所得金額		0

（注）積立金方式の場合の積立時期

上記②の「確定した決算において積み立てる方法」とは、事業年度中に積立金経理を行うことをいいます。上記③の「決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てる方法」とは、株主総会の日までに剰余金の処分によって積立金経理を行うことをいいます。



会社計上	圧縮	=	{	(-) 圧縮不足額	⇒	処理なし			
圧縮額	限度額								
				{	圧縮	直接減額方式			
			{				土地	⇒	土地圧縮超過額 (加算)
			(+)	超過額		積立金方式	⇒	圧縮積立金積立超過額 (加算)	

減価償却資産につき帳簿価額を損金経理により減額した場合における圧縮超過額は、償却費として損金経理した金額に含むものとされるため、「圧縮超過額」ではなく、「減価償却超過額」として別表4で加算されることになります。

2 土地の場合の表示科目

(4) 圧縮積立金積立の取崩し（基通10-1-2）

— 9 —



設 例

(注) 設例では当期を「自平成31年4月1日 至令和2年3月31日」としています。

- (1) 圧縮限度額 800円
- (2) 会社計上減価償却費 100円
- (3) 減価償却限度額 50円

〈ケース1〉帳簿価額を損金経理により1,000円減額した場合

〈ケース2〉圧縮積立金として1,000円を積み立てた場合



解 説

〈ケース1〉帳簿価額を損金経理により減額した場合

- ① 圧縮超過額
 $1,000円 - 800円 = 200円$
- ② 減価償却超過額
 $(100円 + 200円) - 50円 = 250円$ (加算)

〈ケース2〉積立金として積み立てた場合

- ① 圧縮積立金積立 1,000円 (減算)
- ② 積立超過額
 $1,000円 - 800円 = 200円$ (加算)
- ③ 減価償却超過額
 $100円 - 50円 = 50円$ (加算)

【解答への道】

- (1) 帳簿価額を損金経理により減額した場合の圧縮超過額は、償却費として損金経理した金額として取り扱い償却計算に織り込む。
- (2) 積立金として積み立てた場合には、会社計上の積立額を一旦全額減算する。また、積立超過額は償却計算に織り込まずに加算する。